

東京地方裁判所

民事部 第36部合B2係 御中

平成29年（行ウ）第511号

被告 国

平成30年6月18日

原告 三井 環

平成30年5月17日付、被告の証人申請書に対する意見書（亀谷直人の証人尋問は不要である）に対する原告の主張。

その理由として、すでに本件刑事事件の原告に係る刑事裁判において、原告およびその弁護人らによって亀谷直人に対する反対尋問等を通じた立証活動の経過や結果については、尋問調書に逐一反映されており、同尋問調書は、すでに本訴において取調済みであり、それに加えて本訴において亀谷の尋問を行う必要性は全くない。と被告は主張する。

被告の主張は全く呈をなしていない。

なぜなら、亀谷直人から原告宛に出した手紙の作成日は平成23年10月2日である。

原告が満期出所したその後のことである。すでに提出済みの平成

30年4月23日付、原告の準備書面（9）記載のとおりである。

すなわち平成23年、10月2日、亀谷直人からいきなり手紙が来たことが出発点となっている。亀谷直人の調書は、原告に対する敵対関係にあった時期のことである。亀谷直人と渡真利忠光は全面的に検察に協力し、原告の事件をでっちあげた。なぜ、平成23年10月2日、亀谷直人から原告に手紙が来たのかは、その後の約40通の手紙等のやり取りにおいて、あるいは原告が府中刑務所を訪ね亀谷直人と面会した話などを総合すると、原告を検察に協力し、でっち上げたことの反省の態度がうかがえた。このままほっておくと事件をでっちあげたことの良心の呵責があって、真実を語ることになったと思われる。

亀谷直人にとってみれば、検察に協力していたのに、それに逆らって強大な組織と闘うことになるので、固い信念がなければ約7年間に渡って原告と手紙のやり取りをするようなことはあり得ない。

被告の意見書によると、原告の刑事事件に争点を当てているのであるが全く次元が異なり、平成23年10月2日から長年亀谷直人との信頼関係を築き、その結果、亀谷直人の証人申請をしたのである。証人申請の内容を見てもわかるように、ゼロからの出発なのである。

それが真相であるのに、公益の代表者である法務省が亀谷直人の証人申請は不必要であるとの意見をつけること自体、公益の代表者の資質を疑うものであって、法務省の隠ぺい行為に裁判所は加担すべきではない。

2、東京地裁民事 36 部はもともと裁判長がおり、その裁判長を退けて江原健志が裁判長になった（異動履歴を添付する）。両陪席は 36 部の裁判官である。裁判長だけを取り換えたのである。

江原健志裁判長の異動履歴を見ると、平成 11 年 8 月 13 日から平成 26 年 1 月 15 日まで約 15 年間、法務省付検事をしている。法務検察の裏金作りの犯罪を 1 番知る人物の一人である。

法務大臣の代理人である公判立会者も江原裁判長の経歴はよく知っていたと思われる。すなわち法務省側の人物が裁判長になり、これと一体となって法務大臣の代理人も裁判に参加しているのである。江原裁判長が自ら名乗り出て 36 部の裁判長になるということは考え難い。

江原裁判長を指名したのは法務省か最高裁事務総局が指名したものである。

すなわち、現在の法務大臣、および最高裁判所長官も江原裁判長

の指名に関与していたと思われる。

すなわち、法務省、被告の代理人も含めて一体となって原告の懲戒免職処分の取り消しを求める裁判に関与している。

このような不正義が許されてはならない。法務省側に有利な裁判をすることが目に見えている。

原告は現在亀谷直人、亀谷忠光、大坪弘道の 3 人を証人申請している。その証言結果によっては当時の大阪地検特捜部が崩壊する一大疑獄事件に発展するであろう。

それを阻止するため証人申請を却下する事態になるかもしれない。いずれそれは近い内に結果が出るであろう。

将来、結果が出れば法的措置を検討することになるであろう。